



厚生労働省福島労働局  
須賀川労働基準監督署発表  
平成30年10月11日

担 当	須賀川労働基準監督署 監督・安衛課長 大園淳司 電話 0248-75-3519
--------	---

## 労働基準法違反被疑事件を書類送検 ～18歳未満の者に禁止業務を行わせた疑い～

須賀川労働基準監督署(署長 渡辺満)は、本日、下記の労働基準法違反被疑事件を、福島地方検察庁郡山支部に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

個人事業主 A (37歳・男)

#### 2 罪名・罰条(別添1参照)

労働基準法違反

同法第62条第1項

年少者労働基準規則第8条第25号

同法第119条第1号

#### 3 事件の概要

平成30年8月29日、福島県須賀川市内の市立小学校解体工事現場において、福島県白河市豊年地内に東栄架設という屋号を用い事務所を構え、建設業を営む個人事業主 A が、労働者 B (17歳) に、労働基準法において満18歳に満たない者に対して禁止されている足場の解体作業を行わせていた疑い。

#### 4 その他

- (1) 上記3の結果、労働者 B は高さ約5メートルの足場から墜落し、両足を骨折する負傷をした。
- (2) 労働基準法において年少者の就業制限を使用者に義務付けているのは、危害を十分に自覚しない発達過程の年少者について、安全等の見地から危険等と認められる業務に就業させることを禁止したものであることから、労働基準監督機関においては、建設工事業関係者等に対して、その徹底を図るよう指導等を行ってきたところ

であるが、本件労働災害を受け、平成30年9月3日、当署管内の公共工事の発注機関（市町村）に対しても、建設工事における年少者の危険有害業務の就業制限に係る徹底について要請を行った（別添2参照）。

## 関係法令

## 【労働基準法】

## 第 62 条（危険有害業務の就業制限）

使用者は、満 18 才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

## 第 119 条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、これを 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条第 4 項、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 1 項ただし書、第 37 条、第 39 条、第 61 条、第 62 条、第 64 条の 3 から第 67 条まで、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 80 条、第 94 条第 2 項、第 96 条又は第 104 条第 2 項の規定に違反した者

第 2 号 第 33 条第 2 項、第 96 条の 2 第 2 項又は第 96 条の 3 第 1 項の規定による命令に違反した者

第 3 号 第 40 条の規定に基づいて発する厚生労働省令に違反した者

第 4 号 第 70 条の規定に基づいて発する厚生労働省令(第 62 条又は第 64 条の 3 の規定に係る部分に限る。)に違反した者

## 【年少者労働基準規則】

## 第 8 条(年少者の就業制限の業務の範囲)

法第 62 条第 1 項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第 2 項の規定により満 18 歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第 41 号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

第 1 号～第 24 号 略

第 25 号 足場の組立、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)

第 26 号～第 46 号 略

須賀川基署発0903第1号  
平成30年9月3日

発注機関の長 殿

須賀川労働基準監督署長

建設工事における年少者の危険有害業務の就業制限に係る徹底について（要請）

平素より労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年8月29日、公共機関が発注した建設現場（須賀川市）において、17才の労働者が足場の解体作業中、高さ約5メートルの足場から墜落し、両足を骨折する災害が発生し、当署において災害発生状況等の調査を行っているところです。

労働基準法においては、満18才に満たない者（いわゆる年少者）について、足場の組立、解体又は変更の業務等の危険な業務等（ ）に就かせることを禁止しており、労働基準監督機関においては、建設工事業関係者等に対し、その徹底を図るよう指導等を行ってきたところです。

つきましては、貴殿におかれましても、受注者に対し、年少者の就業制限の遵守の徹底について必要な御指導及び御協力をいただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

（ ）年少者に対する主な就業制限

足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務は除く。）

高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務

労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）（抄）

（危険有害業務の就業制限）

第62条 使用者は、満18才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

（坑内労働の禁止）

第63条 使用者は、満18才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

年少者労働基準規則（昭和22年10月31日労働省令第8号）（抄）

（年少者の就業制限の業務の範囲）

第8条 法第62条第1項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第2項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第41号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

1・2 略

3 クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務

4 略

5 最大積載荷重が2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが15メートル以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務

6 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が2トン以上の貨物自動車の運転の業務

7 略

8 直流にあっては750ボルトを、交流にあっては300ボルトを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務

9 略

10 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）

11～16 略

17 軌道内であって、ずい道内の場所、見通し距離が400メートル以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務

18～20 略

21 手押しかなな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

22 岩石又は鉱物の破砕機又は粉碎機に材料を送給する業務

- 23 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務
- 24 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
- 25 足場の組立、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)
- 26 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務
- 27 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務
- 28～34 略
- 35 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 36 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 37 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 38 異常気圧下における業務
- 39 さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- 40 強烈な騒音を発する場所における業務
- 41～46 略